

## 令和 2 年度水質汚濁防止法等の施行状況について



環境省は、2020 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

2021 年 3 月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場の数は 254,658 であり、前年度から 2,988 減少しています。

また、2020 年度における水質汚濁防止法に基づく立入検査の件数は、28,405 件（前年度 34,696 件）、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、6,683 件（前年度 8,456 件）、改善命令の件数は 4 件（前年度 18 件）であり、一時停止命令の件数は 1 件（前年度 0 件）で、罰則の適用となる排水基準違反が確認された工場、事業場の数は 3 件（前年度 1 件）でした。違反業種・施設は水産食料品製造業、金属製品・機械器具製造業、酸・アルカリ表面処理施設が各 1 件であり、違反項目は水素イオン濃度が 1 件、化学的酸素要求量が 2 件、浮遊物質量が 1 件でした。

なお、水質総量規制に関する罰則の適用、改善措置命令は 0 件で、指導については 41 件ありました。

当社では、多くの排水項目の分析について長年の実績があり、短納期での対応が可能です。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談下さい。

資料 [2022 年 3 月 29 日付 環境省報道発表資料](#)

無機分析箇所 鶴谷佳代

